

論 説

シイエスの憲法思想の再検討

春 山 習

序

- I. 社会理論：経済から政治へ
 1. 経済社会
 2. 政治社会
 3. 分業と代表
- II. 憲法制定権力
 1. 先行研究の整理と問題点
 2. 憲法制定権力の再定位
 3. 主権論に抗して
 4. 憲法制定権力と主権
- III. 憲法陪審
 1. 憲法陪審の制度
 2. 憲法思想における位置づけ

結

序

本稿はシイエスの憲法思想を再検討し、その新たな意義を示すことを目的とする。それは一言でいえば、立憲主義者としてのシイエスである。一般的に、シイエスは革命期に『第三身分とは何か』に代表される憲法制定権力論および代表制を強力に主張したことで知られている。その後もナポレオンのクーデターまで政治生活の中心に存在し、憲法起草などに関わっ

た。もっとも、現実の政治状況の複雑性や激しい変化に対してシイエス自身がどのような政治的行動をとったかという点まで含めた、その総体をここで検討することはできない。本稿はシイエスのいくつかの理論に焦点を当て、その意義を示そうとするものである。

ところで、シイエスには浦田一郎による代表的な先行研究が存在する⁽¹⁾。本稿が再検討と称するのは、浦田の業績を前提にしていることを意味する。浦田の研究は極めて詳細かつ網羅的であり、シイエスの議論自体はほとんど紹介され尽くしているといっても過言ではない。具体的な検討は後に譲るとして、そのような優れた研究があるにもかかわらず本稿を執筆するのかについて、まず簡単に述べておきたい。浦田の研究に対する本稿の特徴は二つある。第一に、近年のシイエス研究を取り入れている点である。浦田の研究は1987年に出版されており、その原型となった諸論文は1970年代に書かれている。しかし、近年多くのシイエスの草稿が発見、出版されており、それに伴って重要な研究業績も生まれている⁽²⁾。そうした業⁽³⁾

(1) 浦田一郎『シエースの憲法思想』(勁草書房、1987)。浦田が基本的に依拠するのは Paul Bastid, *Sieyès et sa Pensée*, Hachette, 1939である。そのほか重要な先行研究として、稲本洋之助、伊藤洋一らによる『第三身分とは何か』(岩波書店、2011)と、そこでの詳細な訳注および解説がある。ほか、近年では山本浩三「シエースの憲法思想とその評価」同志社法学60巻3号1-87頁(2008)、阪本尚文「シエイエスは一院制論者か？」法律時報84巻12号72-77頁(2012)がある。

(2) その成果が三巻本として出版されている。Œuvres de Sieyès, note liminaire de Marcel Dorigny, EDHIS, 1989。また、別の草稿集として Des manuscrits de Sieyès, sous la direction de Christine Fauré, Honoré Champion, t. 1, 1999, t. 2, 2007がある。

(3) 英仏圏の代表的な単行本のみを挙げる。Murray Forsyth, *Reason and Revolution: The Political Thought of Abbé Sieyès*, Leicester University Press, 1987; Pasquale Pasquino, *Sieyès et l'invention de la constitution en France*, Odie Jacob, 1998; Jacques Guilhaumou, *Sieyès et l'ordre de la langue*, Edition Kimé, 2002; Erwan Sommerer, *Sieyès - Le révolutionnaire et le conservateur*, Michalon, 2011; Jean-Denis Bredin, *Sieyès : La clé de la Révolution française*, Editions de Fallois, 1988; Pierre-Yvies Quiviger, Vincent Denis, et Jean Salem (dir.), *Figures de Sieyès*, Publications de la Sorbonne, 2008; Pierre-Yves Quiviger, *Le principe d'im-*

績にも基づいてシイエス像を更新する必要がある。第二に研究視角の違いである。浦田の研究は基本的に杉原泰雄による主権論研究を基礎にしており、それゆえに、国民（ナシオン）主権・人民（プーブル）主権の二分論を前提にシイエスが論じられている⁽⁴⁾。そのうえで、シイエスは『第三身分とは何か』の時点では人民主権的な主張をしていたけれども、後に国民主権の理論を形成し、人民主権を実質的に骨抜きにした論者として評価されている。しかし、後に詳しく検討するように、シイエスの理論をこうした二分論によって位置づけることには疑問がある⁽⁵⁾。憲法制定権力論と代表制という理論の独自性が失われてしまうことになりかねないからである⁽⁶⁾。本稿は、そうした枠組みからいったん距離をとり、したがって浦田の描くものとは異なったシイエスの持つ意義を再検討しようとするものである。

本稿は以下のように展開される。まずⅠ章において、シイエスの社会理論が検討される。シイエスは直接憲法制定権力や代表制を論じたわけではなく、経済理論を中心とした社会構造の把握に努めていた。その検討から、シイエスがいかなる社会を前提とし、それに適切な政治システムを構築しようとしたかを理解することができる。Ⅱ章において憲法制定権力の

manence. *Metaphysique et droit administratif chez Sieyès*, Honoré Champion, 2008.

(4) 浦田・前掲注1)『シエースの憲法思想』142頁注1。このパラダイムについては杉原泰雄『国民主権の研究』（岩波書店、1971）参照。また、このような評価は樋口陽一『近代立憲主義と現代国家』（勁草書房、1973）にも共通している。樋口陽一はシイエスの憲法制定権力の超実定法的性格を強調し、その独自の位置づけに注意を払っている。しかし樋口においてもシイエスは次第にプーブル主権的な理論からナシオン主権的理論へと変遷しているという前提がとられている。詳しくは後掲注58)。

(5) 二分論に対する批判的見解はすでに渡辺良二によって強く主張されていた。同『近代憲法における主権と代表』（法律文化社、1988）。本稿はナシオン、プーブル二分論が持つ意義それ自体を否定するわけではない。

(6) なお、本稿筆者は以前シイエスについて簡単に検討したことがある。拙稿「主権と統治（2・完）」早稲田法学94巻2号90-97頁（2019）参照。本稿はその検討をさらに進めるものである。

意義が考察される。主権二分論のシェーマから離れ、シイエスの社会理論を前提に憲法制定権力を把握するとき、いかなる意義が引き出されうるのかが論じられる。最後にⅢ章において、シイエスが提唱した憲法陪審の制度が論じられる。結局は採用されることのなかったこの制度はシイエスの憲法理論の中にどのように位置付けられるべきなのか、どのような意味を持つのかが検討される。

I. 社会理論：経済から政治へ

1. 経済社会

シイエスの憲法思想の基礎には経済観から政治観へと続く社会の独自の見方がある。したがって、シイエスの社会観を明らかにしておきたい。シイエスの経済理論は、アンシャン・レジーム期に主流であった重農主義を批判するものであった。これは単なる経済理論の対立にとどまらない。重農主義は経済理論でありながら、一定の政治像に直結していたため、シイエスの経済観は必然的に政治理論における対立も惹起することになるからである。以下、シイエスの経済観から社会観をたどり、それが政治の領域に連結されていることを論じたい。

シイエスが学んだ経済理論は重農主義者であるケネーやメルシエ・ド・ラ・リヴィエールのものであり、重農主義者以外ではテュルゴーおよびコンディヤックから大きな影響を受けたという⁽⁸⁾。こうした思想の中でシイエスは独自の経済理論を構築した。アンシャン・レジームにおいて支配的であった重農主義者への彼の批判を記した草稿『経済学者への手紙』から、シイエスの経済観を理解することができる。1775年には出版直前まで進ん

(7) 安藤裕介『商業・専制・世論』148-152頁(創文社、2014)。

(8) Forsyth, *supra* note 3, Reason and Revolution, p. 48. 特にコンディヤックからは大きな影響を受けたとされる。

だとされるこの草稿は、単なる走り書きではないシイエスの思想が明瞭なかたちをとって現れている。

シイエスの理解では、重農主義者は、人が享受する (jouir) ものを財 (biens) とし、交換可能な財の総体を富 (richesse) と定義しており、この富は土地からのみ生じると主張していた。⁽⁹⁾しかしシイエスによれば、第一にこの財の分析には不十分な点がある上に、なぜ交換が生まれるかを説明できていない。第二に、富の源泉を土地に限定することに誤りがある。シイエスの批判は他の点にも及ぶが、本稿の目的から以上の二点に限定する。

第一の批判は次の通りである。たとえば人に享受されるものの中には空気や水のように共有のものが存在し、これらは当然交換不可能である。したがって固有 (propre) のものであり、それゆえ所有 (propriété) が成立する財は、単に人によって享受されるものという規定では不十分であり、そこに労働 (travail) が介入することが必要である。⁽¹⁰⁾そして労働によって得たものをその労力以下で譲ったり、補償もなしに渡すのを欲しないのは自然なことであり、これこそが交換が生じる理由である。それゆえ、重農主義者の理解とは異なり、交換可能な状態に至らない財も存在することになる。

第二に、富の源泉についてシイエスは重農学派に批判を加える。富は自然の法則によって土地から生まれると説明されていた。つまり、商工業ではなく農業こそが富を生み出すのであって、それゆえ地主階級こそが最重要なのであった。シイエスは、土地から富が生まれることを認めつつも「それは唯一の源泉ではない」として反論する。⁽¹¹⁾労働を基礎にするシイエスにとってこのことは自明である。土地から農作物を収穫することも、そ

(9) Sieyes, *Lettres aux économistes sur leur système de politique et du morale*, op. cit., note 2, Manuscripts t. 1, p. 173.

(10) Ibid., p. 199.

(11) Ibid., p. 177.

の原料や素材に加工して商品を製造することも、どちらも自然と労働との組合せであり、そこに差異を設ける必要は存在しない。

シイエスによる重農学派批判の要点は、土地ではなく労働を起点にして経済および社会を語らなければならないということである。「労働こそが富をつくりだす。」⁽¹²⁾ 交換可能かどうかは富を規定する性質ではない。すべて労働の観点から社会が説明される。「社会の形成は、より多く、より確実に各人の望むもの、すなわち富を獲得するための、より完成された手段でしかない。」⁽¹³⁾ 「何人も交換なしに他者の労働を享受してはならない。労働というもの⁽¹⁴⁾はそれゆえ社会の基礎であり、社会の秩序は最良の労働の秩序そのものである。」⁽¹⁵⁾ 労働を軸にして市民は結合、協力する。労働の秩序が社会の秩序の基礎なのである。⁽¹⁶⁾

草稿におけるシイエスの批判は重農主義の経済理論に限定されている。⁽¹⁶⁾ しかし、その政治的含意は明らかである。Forsyth によれば、重農主義者の政治理論は、土地を唯一の富の源泉とすること及びそれが自然法則に従ったものだという主張からもわかるように、「恣意的な」政府の規制を極力排除し、土地所有権を絶対不可侵の権利であるとする自由放任理論であった。したがって権力分立などは必要なく、むしろ絶対主義的、中央集権的権力が必要とされる。それゆえ重農主義者と絶対王政が結びつくことになるのである。⁽¹⁷⁾ 重農主義者と異なって、シイエスにとって社会は自然法則によって成立しているわけではない。人が結合し、社会を形成するのは意

(12) Ibid., p. 175.

(13) Ibid.

(14) Ibid., p. 176; cf., pp. 201-202.

(15) ジョン・ロックの影響およびそれに対する疑問について see, Forsyth, *supra* note 3, *Reason and Revolution*, pp. 65-66.

(16) 重農主義とシイエスの関係についてさらに詳しくは、v. Catherine Larrère, *Sieyès, lecteur des physiocrates, Figure de Sieyès*, 2008, pp. 195-211; Catherine Larrère, *Sieyès: le gouvernement représentatif d'une république industrielle*, in *L'invention de l'économie au XVIIIe siècle*, PUF, 1992.

(17) Forsyth, *supra* note 3, *Reason and Revolution*, pp. 52-53.

識的な契約によるのであり、その形成には社会技術（art social）が求められる。⁽¹⁸⁾ 自然な法則に基づくレッセ・フェール型の社会秩序はシイエスの想定するところではない。このように、一定の政治構想を導く重農主義に対するシイエスの批判が、それと対抗的な政治理論につながることは明らかである。すなわち、シイエスは人が財を享受する程度が最大限になること、すなわち労働がその効果を最大限に発揮できるようにすることを社会秩序の基本原理とし、そこから政治社会を構想することになるのである。

2. 政治社会

重農主義者を批判し、労働を社会の基礎に据えることで、シイエスは社会構造を捉えなおそうとする。それは国民（ナシオン）を軸に社会の実体を把握することでもあった。シイエスによれば、三部会が召集された当時、フランス社会はすでに封建制の実体、すなわち土地所有と身分制を基礎にした社会実体を喪失していた。このことは『第三身分とは何か』でも明らかである。たとえば第3章で、三部会を設置したフィリップ4世の時代には、第三身分は少数の都市の存在を代表するものであったことに触れ、次のように述べている。

このとき以降、封建的隷属は消滅し、農村部からは多数の新市民が供給された。都市はその数を増し、成長した。商工業は、言うなれば一群の新しい階層を生み出し、この階層には、富裕な家族が数多く存在し、教養が高く公共のものごとに関心を持つ人々に事欠かない。この二重の意味での拡大は、国民の中の比重においてかつて良き都市が占めたものをはるかに超えるものとなったにもかかわらず、王権が第三身分のために新たな二つの部会を創設しなかったのはなぜだろうか。衡平の見地からも、良き政策の見地からも、⁽¹⁹⁾ そのようにすることが要請されていたのに。

(18) art の意義については *ibid.*, p. 24.

(19) *Ecrits politiques, choix et présentation de Robert Zapperi*, Editions des Archives Contemporaines, 1985（以下 EP と略記）, pp. 137-138; 稲本洋之助・伊藤洋

このように封建社会の凋落とそれに伴う都市および市民階級の拡大が明確に認識されている。さらにその主要な要因は商工業の興隆にあるとされているのである。「かつては影にすぎなかった第三身分が、今日では国民そのものであるのに対して、貴族は、この長きにわたる変化の中でもはや、なに憚ることなく他を虐げてきた途方もない封建的存在ではなくなつた。」⁽²⁰⁾ こうした封建制および特権身分批判は『特権論』で詳しく展開されているが、本稿にとっては、シイエスの社会観と第三身分についての主張との結びつきを確認できれば十分である。

このように、社会において真の社会の実体を構成するもの、社会の構成原理は土地所有ではなく労働である。シイエスはこうした社会観を基礎にすることによって重農主義を批判し、同時に身分制社会からなるアンシャン・レジームの廃棄を必然的に伴う新たな社会を構想することができた。実際、『第三身分とは何か』の第1章は「一国の国民の存続と繁栄のために必要とされるものは何か。民間の仕事と公共の職務である。」⁽²¹⁾ という一文から始まるのである。これらの労働はほとんど全て第三身分が担っている。それゆえ第三身分は社会の「全て」である。

シイエスにおいて経済社会と政治社会の統合は自由で平等な人格の結合たる nation という主体によってなされる。では第三身分はなぜ nation として認められるのか。nation としての第三身分を積極的に基礎づけるのは、その頭数の多さだけではない。すでに述べたように、社会の真の基礎である労働を担っているのが第三身分だからであり、かつ、共通の法に服しているからである。この観点は重要である。なぜなら、特権階級のもつ特権のメルクマールは共通法 (droit commun) からの免除だからである。『特権論』の冒頭でシイエスは次のように断言している。「特権の本質は共

一・川出良枝・松本英実訳『第三身分とは何か』(岩波書店、2011) 57頁 (傍点マ)。以下、『第三身分とは何か』から引用する際には本書による。

(20) EP, p. 138; 邦訳58-59頁。

(21) EP, p. 118; 邦訳11頁。

通法の外にあるということである。」自由で平等な人格の結合としての社会において、法とは「他者を害してはならない」という自然法の具体化として把握される。⁽²²⁾ それゆえ、法の外にいる階級はそれ自体不正なのである。第三身分が nation となるのは自由で平等な人格からなる社会の必然的帰結である。労働と法、これがシイエスの構想する社会の重要な原理である。

シイエスの政治社会の構想は、政治状況の進展と共により具体的に現れている。⁽²⁴⁾ 『第三身分とは何か』における主張に沿うかたちで憲法制定国民会議が成立した後の1789年7月に発表された『憲法前文』は、何よりもまず憲法が市民の権利と自由を保障し、促進する目的を持つことを明らかにする。そのため人及び市民の権利宣言を憲法に前置するのである。保障されるべき権利は、市民の自然のおよび社会的な諸関係から⁽²⁵⁾ 生じる。

では社会において個々の人間はどのようなものとして理解されているのだろうか。すでに多くの論者によって紹介、検討されている部分であるからごく簡単に確認しておきたい。シイエスによれば、人は欲求を持つものであり、それを実現するための手段を持つ。その手段は精神のおよび物理的（肉体的）な能力である（*facultés morales et physiques*）。これら人格（*personnel*）に備わる手段を人は所有する。これを出発点として、人は手段を発達させ、自然を征服してゆくのである。「このように、人というものは、自らの人格（*sa personne*）の所有者なのである。さもなければ誰もその所有者ではありえない。人は自らの手段を自由に用いることのできる権利（*droit de disposer*）をもつ。さもなければ誰もその権利を持たな

(22) *Essai sur les privilèges*, EP, p. 93. 『特権論』は『第三身分とは何か』よりも先に執筆、公表されている。『第三身分とは何か』においても特権身分が共通の法に服していないことが痛烈に批判されている。

(23) EP, pp. 93-94.

(24) 概観として Raymond Kubben, *L'Abbé Sieyès: National Representation and Constitutions*, in *CONSTITUTION AND THE CLASSICS*, D. J. Galligan (ed.), Oxford University Press, 2014.

(25) *Préliminaire de la constitution*, EP, p. 192.

(26) い。」。欲求を満たすための手段を自然に所有し、用いることができる点において人は平等である。

このように、人は互いに権利において平等であるから、市民社会が成立するためには各々の自由な意思による契約が必要である⁽²⁷⁾。この一種の社会契約によって成立する社会は、人が所有する自然の手段の延長線上にあるものであり、社会秩序は自然秩序の補完としての位置づけを与えられる⁽²⁸⁾。社会はあくまで人の権利を発展させ、自然に生じる不平等を是正するものである。社会を形成することは、より多く、より安全に、各人が望むもの、すなわち富を獲得するためのより良い手段でしかない。諸個人の意思や欲求は、各人それぞれによって独自に追求される。この社会によって保障される権利は自然のおよび市民的権利 (droits naturels et civils) であり、いわゆる自然権と社会における市民の権利とが一体のものとして把握されていることが分かる。

3. 分業と代表

ここまでシエスが労働および共通の法という観点からアンシャン・レジームを批判し、新たな社会を構想しようとしていることを明らかにした。その社会は自然状態の人間の能力をさらに自由に発揮させ、個々の欲求を満たさせ、幸福を獲得させるための手段である。しかしこれだけでは未だ具体的ではない。シエスにとって政治制度を構築する指導原理はいかなるものなのだろうか。それを明らかにするためには、古代社会と近代社会の差異、それを根底から支える分業という、革命以前からシエスが

(26) EP, p. 193.

(27) EP, p. 194.

(28) Ibid. シエスは社会を形成する人は何も犠牲にするものはない、と述べている。社会契約の性質についてルソーとの差異が際立つといえよう。v. Bronislaw Baczko, *Le contrat social des Français: Sieyès et Rousseau*, in Keith M. Baker (ed.), *THE FRENCH REVOLUTION AND THE CREATION OF MODERN POLITICAL CULTURE* vol. 1, *THE POLITICAL CULTURE OF THE OLD REGIME*, chap. 26, Pergamon Press, 1987.

研究していた原理に立ち戻らなければならない。『第三身分とは何か』などの革命期のパンフレットは、そうした原理の展開なのである。

シエスは、1789年9月7日の憲法制定国民議会において次のような発言を行っている。

今日のヨーロッパの人民は古代の人民に全く似るところがない。我々にとっての関心事は商業、農業、工業などでしかない。富への欲求によって、ヨーロッパのあらゆる国々は単なる巨大な工場と化してしまったようだ。そこでは幸福よりも消費と生産が考慮される。同様に、今日の政治システムもほとんど労働に基づいている。すなわち、人間の生産力（*faculté productive*）⁽²⁹⁾がすべてである。

古代の社会と近代社会は断絶している。決定的な理由は、近代社会が労働を基礎とした社会だからである。だからこそ近代では、直接民主政を採用していた古代社会とは異なって代表制が主張されることになる。古代と近代の社会の対比はシエスにとってフランス革命以前から重要な主題であった。実際、1770年代に書かれたとされる草稿においてすでにこの対比が現れている。

シエスによれば、古代、すなわちアテネやスパルタといった社会が代表制を知らなかったのは、主に二つの理由による⁽³⁰⁾という。第一に前者が限定された領域しか持たなかったこと。第二に奴隷を持つ有産階級のみが市民として認められていたことである。しかし近代においては奴隷は存在せず、基本的に非有産階級であっても市民として認められる。ところが奴隷を持たない市民は自身が労働しなければ生きてゆくことができないので、国家の領土拡大も相まって公共の事がらに専心することは不可能である。したがって代表制が要請されるのである。

(29) Archives parlementaires, première série (1787 à 1799) éd., par J. Mavidal et al., t. 8, 1875, p. 594. ルソーにも通底するこの商業社会の認識について拙稿「主権と統治（1）」早稲田法学94巻1号84-85頁（2018）も参照。

(30) Pasquino, op. cit., note 3, p. 162.

ここでもシエスの社会分析の視角が労働であることは明らかである。労働を一手に引き受ける奴隷の身分が消滅したので、多くの市民が自ら労働を担わなければならなくなったことが古代と対比した際の近代社会の最大の特徴とされているからである。平等は自然法や信仰から直接導かれるのではない。労働に基づいた市民間の平等こそが社会の構成原理である。この意味で新たな市民像が基礎になっている。『第三身分とは何か』を自ら評した草稿における次の一文は示唆的である。「我々を取り巻く物事の秩序、その中で我々が生活しているところの物事の秩序に分け入ろう。第三身分を、自然法や実定法の中での位置づけではなく、その状況において考察し⁽³¹⁾よう。」

もっとも、このように労働こそが社会の基礎であるという点に注目するとき、そこでいう労働とはいかなるものかということが問題になる。この点、浦田一郎は、シエスのいう労働は所有論に直結しており、労働による所有という論理それ自体に、ブルジョワ的所有すなわち労働力の商品化という契機が含まれていたと評価し、そのブルジョワ性を強調する⁽³²⁾。その所有論に対応して、浦田においてはシエスがブルジョワ的な憲法論すなわちなシオン主権論へと傾いていったという評価がされているようである⁽³³⁾。

しかし浦田自身も認めるように、シエスが労働という言葉で実際に想定していたものは近代的な賃労働者そのものではない。水林翔も、フランス民法典とそれについてのオープリとローの概説書を参照し、近代的な賃労働者は基本的に想定されていなかったと指摘する⁽³⁵⁾。すでに明らかにした

(31) Ibid., pp. 169-170.

(32) 浦田・前掲注1) 第一章第一節。

(33) 同上127-130頁。「労働による所有を中心とする人権論と整合する統治機構を、当時のフランスの歴史状況のなかで明らかにした」とする(130頁)。

(34) 同上65頁。

(35) 水林翔「フランスにおける権利概念の展開：フランス革命から第三共和政を中心に」一橋法学15巻2号354-355頁(2016)。

ように、シエスによる労働の強調が重農主義およびそれに密接に関係するアンシャン・レジームの社会関係への批判であることを鑑みると、シエスの労働による所有論は、遠藤輝明が述べたように「等質で平等の『市民＝シトワイアン』citoyen という考え方が自己の労働で自立して生産し生活する個人を前提にして発想されたもの」⁽³⁶⁾だとするのが妥当であると考えられる。⁽³⁷⁾シエスの労働理論は、自らの人格、身体を、必要を満たし幸福を得る手段として用いる自律的な市民が前提とされており、それによってアンシャン・レジームを批判するものであった。しかしながら、シエスにとっての労働は単なる旧体制の批判という消極的意義にはとどまらない。この点を論じるためには、労働を成り立たせる分業という要素に着目する必要がある。シエスの労働理論は、その所有論よりも、分業の観点からみると政治理論への接続が浮き彫りになると考えられるからである。

シエスは、1789年10月2日の『所見』で、次のように述べている。

理性、あるいは少なくとも経験は人にこう言うだろう。「お前は自らの職業に専念すればするほど、より成功するだろう。有用な仕事の一部についてだけでも、お前の精神の持つあらゆる能力を及ぼせば、お前は最も小さい努力と最も少ない出費で最も多くを生産することができるだろう。」ここから

(36) 遠藤輝明「フランス革命史研究の再検討」岡田与好編著『近代革命の研究 上巻』225頁（東京大学出版会、1973）。

(37) この点、浦田はシエスの travaux particuliers は公的な職務（fonction public）の対比における「私的な」労働という意味であるとし、個人の具体的な労働という遠藤の評価を否定する。しかし、遠藤が論文中で敷衍しているように、シエスは明確に農業、工業、流通、知的労働、サービス労働などまさに具体的な職種を挙げているのであり、そこでのイメージは具体的な小生産者であると考えべきであろう。もっとも、以上のように理解したとしても、近代的賃労働の「論理」を含むという浦田の評価自体と矛盾するものではないと思われる。結局はどのような側面を強調するかの問題であろう。近年も Marcio Pereira のようにシエスの「ブルジョア」性を強調する論者が存在する。Machine de travail: Constituent power and the order of labor in Sieyes's thought, Constellations, 2017;00: 1-11. <https://doi.org/10.1111/1467-8675.12323>.

仕事の分離が生じる。これがすなわち人間の産業の完成と富の増加の原因と結果である。このことはスミス博士の著書の中で完璧に記述されている。この分離は社会のあらゆる構成員にとって共通の利益である。⁽³⁸⁾

スミスとはもちろんアダム・スミスのことである。すでに述べたように、シイエスは若い頃から経済理論を研究しており、その中でアダム・スミスの著作にも触れていた。もっとも、1770年代から1780年代に書かれたと目される『労働は代表されることによるのみ自由を促進する』という題の草稿において、シイエスは『国富論』における分業に関する章を賞賛するものの、「私個人についていえば、私は1770年の段階でスミスよりもっと先に進んでいた」と自負している。⁽³⁹⁾ なぜか。「私は、同じ領域における、すなわち同じ方向性ではあるけれども、より良く、最も確実に支出を削減し、生産を増大させる方法としてのみ分業をみなしていたわけではない。私はそれを越えて、主要な職業やメチエの分割を社会の進歩の真の原理としてみなしていたのである。」⁽⁴⁰⁾ すなわち、スミスの著作がフランス語に翻訳される前からスミス以上の分業論を構想していたと自負しているのである。⁽⁴¹⁾

シイエスにとって分業とは単に一つの工場、一つの職種の中だけに限定されるべきものではなく、社会の全領域に妥当する原理である。実際、さきほどの草稿における分業が「代表の秩序」の一部であること、「代表してもらうこと／させること (se faire/laisser représenter) が市民の繁栄の唯

(38) Observation sur la rapport du Comité de constitution concernant la nouvelle organisation de la France, EP, p. 262.

(39) EP, p. 62.

(40) Ibid. この部分の意義は阪上孝によってすでに論じられている。阪上孝「フランス革命における知識と秩序」人文学報70号38頁 (1996)。

(41) 篠原久によれば、『国富論』が最初にフランス語に翻訳されたのは1778年から1779年にかけてのことであり、その後1789年までいくつかのバージョンがフランスで出版された。篠原久『『国富論』フランス語訳のあゆみ』時計台76号2-7頁 (2006)。

一の源泉である⁽⁴²⁾」という記述からは、シイエスが分業を代表の理論の一部ないしほぼ同様のものとみなし、かつそれを経済社会だけでなく社会全体の原理として考えていることが明らかである。というよりも、シイエスは政治社会を、経済社会に適合的なものとして構想している⁽⁴³⁾のである。シイエスの政治理論の土台は経済社会の考察にある。もっとも、分業が政治社会に明確に拡張されるのは革命期以降であるように思われる。

再び1789年10月2日の『所見』に立ち戻ろう。そこではすでに引用した部分に続いて次のように述べている。「それ〔引用者注：分業〕はあらゆる種類の産業と同様に、政治 (*travaux politiques*) にも妥当する。一般的利益 (*intérêt commun*)、すなわち国家 (*État social*) それ自体の改良が我々に訴えているのは、統治 (*gouvernement*) を特定の職業にすることで⁽⁴⁴⁾ある。」こうしてシイエスにおいては政治もまたひとつの労働として認識される。したがって分業の理論に基づくと、政治もまた分業によって、専門的な担い手が要請されるのである。

シイエスによれば、最も効率よく政治という仕事を行うためには二つの態様がありうる。それは市民としての権利を放棄することなくその行使を代表者に委ねるか、自分自身で直接その権利を行使するかである。前者が代表制、後者が⁽⁴⁵⁾純粋な民主主義である。シイエスが分業を社会の基礎に据えている以上、代表制と真正の民主主義のどちらを選択するかは自明であろう。実際、草稿において、彼は国民をいくつかの階層 (*classe*) に分けているようである。富を直接生産する第一次産業階層、富を加工したり流通させたりする⁽⁴⁶⁾第二次産業階層、そして政治階層である。この分類が、後

(42) EP, p. 62.

(43) Pasquino, *op. cit.*, note 3, p. 116.

(44) *Observation sur le rapport du Comité de constitution concernant la nouvelle organisation de la France*, EP, p. 262.

(45) *Ibid.* もっとも、純粋な民主主義とは肯定的な評価ではない。

(46) EP, pp. 50-53. また、*Nation* と名付けられた草稿では、「人は人類全体の善を夢見るけれども、人類は常に二つの部分に分けられる。それは教育と労働の差異に

に『第三身分とは何か』の冒頭における民間の仕事と公共の職務の分類につながっていると思われる⁽⁴⁷⁾。

Pasquino によれば、こうした分業-代表観の到達点が共和歴 3 年の演説である。「国家において全ては代表される (Tout est représentation)。代表は私的領域にも公的領域にもどこにでも見出せる。代表は産業と商業の母であり、自由と政治の進歩の母である。」⁽⁴⁸⁾このように、シエスにおける代表制の強調は、経済領域における分業を政治に拡張したものであり、その意味で革命期以前から一貫したものであった。いわゆるナシオン主権論が主張するような、国民概念の抽象性ゆえに代表が要請されるという論理は、少なくともシエスには採用されていないし、代表制が要請される論理の変遷もみられない。

シエスによれば、社会は特定の目的を達成するための人々の結合であった。しかしながら、それは「彼らすべての意思、全ての行動、財産、力 (pouvoir) を共有するという⁽⁴⁹⁾ことではない。」ここでは、ルソーの社会契約論との対抗関係が明らかである。ルソーの社会契約においては、人は「各構成員をそのすべての権利とともに、共同体の全体にたいして、全面的に譲渡する⁽⁵⁰⁾」ことが求められるからである。シエスにおいてはそうではない。「各人は各々のやりかたで幸せになろうとする」。欲求や必要は人それぞれ異なるのであり、隣人のものよりも強かったり弱かったりする⁽⁵¹⁾のであるから、その実現手段も程度もさまざまなのである。そうであるか

よってである。」と書いている (ibid., p. 89)。

(47) 邦訳11-13頁。それらを担っているのが第三身分であるとされているが、その第三身分の中にはすでに分業が成立しているのである。

(48) Pasquino, op. cit., note 3, pp. 40-41.

(49) Ibid., p. 175. この草稿は1792年頃に書かれたと目されている。

(50) 邦訳30頁。この譲渡は留保なしに行われる。

(51) したがって、ルソーとは異なるけれども、個人であることと市民であることとは矛盾する存在ではないという結論は一致している。v. Jacques Guilhaumou, *Nation, individu et société chez Sieyès*, Genève, 26, 1997, pp. 4-24; Baczo, op. cit., note 28.

ら、各々が公共の事がらについて全力を傾注したり、市民の全てが一般意思に依存するわけでもない。政治もまた分業によって成立するのであり、それゆえに代表制が最善のものとして主張されることになる。したがって、シイエスの分業論は私的領域と公的領域の区別として現れ、ある種エリート主義的な政治観を帰結すると考えられる。⁽⁵²⁾代表制の具体的な現れが憲法制定権力論と憲法陪審である。以下、その点を検討したい。

Ⅱ．憲法制定権力

1．先行研究の整理と問題点

以上のような社会論を前提に、シイエスの憲法制定権力論および代表論が主張される。この点について、まず従来 of 学説の立場を概観しておきたい。様々な立場が存在するが、共通しているのはナシオン、プーブルの二分論を前提にしていることである。まず浦田一郎は、「主権」という章のもとでこれを論じ、結論としては「1789年をとおして、人民主権論の形式のもとで、国民主権論の形成がすすめられるが、それはなお未完成である」と評価されているのである。⁽⁵³⁾この意味でシイエスの議論に分裂ないしは矛盾が存在していることが幾度も指摘されている。ここでは、シイエスが展開した憲法制定権力論自体が積極的に論じられることはなく、プーブル主権を実質的に骨抜きにしうる議論としてもっばら消極的にのみ評価されている。

渡辺良二は、主権二分論から意識的に距離をとり、当時の主権理解はいわば未規定であり、それゆえに様々な展開可能性を内包していたと主張する。⁽⁵⁴⁾二分論からの離脱という意識は先駆的であるけれども、やはり主権論

(52) 阪上・前掲注41) 39頁。

(53) 浦田・前掲注1) 201頁。

(54) 渡辺良二「『国民の憲法制定権力』に関する若干の考察——シェイエスの理論

争を前提にするために、憲法制定権力の独自性は明らかではない。また、シエスのブルジョア性を強調することによって、結局ナシオン主権論の文脈に回収されているようにも思われる。

これに対し、樋口陽一はシエスの憲法制定権力について、主権とはいちおう別のものとして検討する点で重要な論者である⁽⁵⁵⁾。しかし、樋口は「主権＝憲法制定権」であるとの見解から、結局のところ主権二元論の枠組みでシエスを理解することになる⁽⁵⁶⁾。また、憲法制定権力の超実定法的性格が強調されているけれども、『第三身分とは何か』のみからそうした結論を引き出すことは性急である⁽⁵⁷⁾。代表制との関連で憲法制定権力を理解することで、より立憲主義に適合的な把握が可能になると思われる。

J. Guilhaumou は、シエスが社会や政治を論じる際の言語の重要性を認識していたことに注目し、その表現を重視するように主張している⁽⁵⁹⁾。「あらゆる科学には固有の言語が存在する。ある言葉を通常の言語体系の中に探したとしても、それは間違いである。…自らを哲学者だと勘違いし

を中心として——」同『近代憲法における主権と代表』第一章（法律文化社、1988）。

(55) 樋口陽一『近代立憲主義と現代国家』195-200頁（勁草書房、1973）。

(56) 同上233頁。

(57) たとえば「彼〔引用者注：シエス〕はのちに「国民主権」とはいつでも *souveraineté populaire* に対抗する *souveraineté nationale* を基礎とした「代表制」*régime représentatif* の観念のイデオログとして活躍するのであるが、そこでの「国民」= *nation* とは、ひとつの抽象的統一体であってそれ自身の意思をもちえず、「代表」されてはじめて意思をもつものであり…（後略）」と評価し、浦田一郎、杉原泰雄の研究を参照している（同上202-203頁）。しかし、これまで述べてきたことから明らかであるが、シエスの国民は抽象的なものでもないし、代表が要請される論理もシエスの理解とは異なっている。

(58) もっとも、樋口もシエスの憲法制定権力論の超実定法的性格について一定の留保を行っている。人権宣言を変更することはできないと考えられていたこと（197-198頁）およびシエスの理論の状況依存的な性格（205頁）が指摘されている。

(59) Jacques Guilhaumou, op. cit., note 3, Sieyès et l'ordre de la langue, Édition Kimé, 2002.

ている市井の人々が、そうした観念を正しい言語の中に見出す機会があったなら、どれほど多くの誤りや、無限の曖昧さを避けることができたろうか⁽⁶⁰⁾」とはシイエスの言葉である。後に示すように、「主権」の語を注意深く避け、かつ後にはその言葉に対する明確な批判も記していたシイエスについて、ナシオン、プーブル主権論の枠組みはどれほど有効だろうか。シイエスはナシオン主権とプーブル主権の「橋渡し」的存在としてのみ評価されるべきなのであろうか⁽⁶¹⁾。

超実定法的性格の強調についても見直すべき点がある。シイエスは、『第三身分とは何か』の出版に前後して自らその書評を執筆している。『第三身分とは何か』は結果的に広く普及したため公表されることはなかったけれども、この草稿にはシイエスが何を主張しようとしていたかが明らかに現れている。そこでシイエスはまず何よりも「現状況における諸原理」を重視している⁽⁶²⁾。そのうえで、二つの原理を認めている。第一に「憲法と呼ばれるものは国民のあり方では全くなくて、政府に関係するものであるということ」、第二に「憲法によって制定された権力と憲法制定権力とを混同してはならないこと。したがって、人民の通常代表から成る団体、すなわち通常立法を担当する代表者が憲法に触れることは矛盾であり、ばかげたことであるということ⁽⁶³⁾」である。

ここから読みとることができるのは、同書の冒頭に置かれた「第三身分とは何か。全てである。」というようなフランス革命のスローガンとして頻繁に引用される命題について語られてきたような体制破壊的な側面より

(60) Sieyes, op. cit., note 2, Manuscripts, t. 1, p. 454.

(61) 浦田による評価は杉原泰雄と一致する。杉原もシイエスに両義的な評価を与えていた（『国民主権の研究』193-198頁（岩波書店、1973））。すなわち、シイエスはプーブル主権的な主張を行いながらも、結局主権に超実定法的な性格を与えることによって、逆に実定法から人民を排除することを可能にする理論であったとする。いわば「人民主権から新しいブルジョア的な国民主権への橋渡し」（同上195頁）である。

(62) Pasqino, op. cit., note 3, p. 168.

(63) Ibid.

もむしろ、これからのフランス社会において必要な憲法構想こそがシイエスの主張であったということである。伊藤洋一も指摘するように、憲法制定権力は「一方では、きわめて体制破壊的な側面を持っていたが、しかし他方では、一度成立した憲法体制を維持しようとする体制防御的な側面をも持っていた⁽⁶⁴⁾」のである。時局的な性格が強いとされてきた『第三身分とは何か』の出版時においてさえ、そしてまさにシイエス本人がそのような理解をしていたのだとすれば、後者の点を重視しつつ、憲法制定権力を把握しなければならないだろう。このようにシイエスを読むとき、われわれはナシオン主権とプープル主権の枠組み内における分裂ないしは転向という観点よりも、むしろ一貫したシイエス像を結ぶことができるはずである。

2. 憲法制定権力の再定位

ここで海外の研究動向も確認しておきたい。ここでは日本の研究とは異なった動向をみてとれるように思われる。Keith M. Baker は、フランス革命における「代表」概念の再定位をめぐる分析の中で、『第三身分とは何か』に代表されるシイエスの議論を、命令委任や国民による直接決定などから免れた新たな代表概念の創出として位置づけている⁽⁶⁵⁾。また、ホップズのコモンウェルスの類型論の枠組みの中でルソーとシイエスが対比的に論じられている。もっとも、Baker の研究では憲法制定権力は扱われていない。

Istvan Hont は、「国民国家の危機」という言説に関する思想史的分析の中で、シイエスの『第三身分とは何か』が果たした役割を明確に指摘している。すなわち、シイエスはナシオンおよびそれを代表する国民議会の創設という主張において、旧来の混合政体に対抗する唯一不可分の主権と

(64) 前掲注19)『第三身分とは何か』243頁。

(65) Keith Michael Baker, *INVENTING THE FRENCH REVOLUTION*, Cambridge University Press, 1990, chap. 10.

という観念を明確に打ち立てたのである。⁽⁶⁶⁾ここでは、シイエスの理論が国民国家の形成という観点から分析されているが、やはり「主権」の枠組みで語られており、憲法制定権力の独自性は見出されない。

これら思想史家の議論に共通するのは、第一にシイエスをルソーとの関係で理解していることである。その際には、一般的なルソーの主権理解および主権二分論⁽⁶⁷⁾を下敷きに、ルソーはプーブル主権の論者であり、シイエスはナシオン主権の論者であるということが前提になっているように思われる。第二にルソーと対比するがゆえに、シイエスの議論を「主権」の枠組みで論じていることである。このような議論ではシイエスの憲法制定権力の独自性を明らかにすることはできない。

憲法制定権力のあり方に着目し、その権力制限的な契機を強調する画期的な研究を行ったのが Pasquale Pasquino である。彼によれば、「シイエスは一般的にルソーに結びつけられるけれども、国民の「憲法制定権力」という思想そのものは、『人民主権 (souveraineté populaire)』という不明瞭な概念の分身というよりもむしろ、憲法によって創設された権力（たとえば立法府のような）の制限的で従属的な性質を考察することを可能にする一つの道具⁽⁶⁸⁾である。」Pasquino は、憲法制定権力の体制破壊的な側面ではなく、むしろ為政者の権力制限に資する側面を強調するのである。権力の制限を志向する憲法学にとって、こうした見解は重要である。また、シイエス自身の『第三身分とは何か』評価にも適合的である。本稿も Pasquino にならい、主権論から自覚的に距離をとり、シイエスの憲法制定権力論をそれとして検討したい。

『第三身分とは何か』の中で、シイエスは法律を憲法とそれ以外の一般

(66) Istvan Hont, *The Permanent Crisis of a Divided Mankind 'Contemporary Crisis of the Nation State' in Historical Perspective*, *Political Studies*, v. 42, issue 1, p. 192, 1994. したがって Hont はシイエスとホッブズの連続性をみる。ibid., p. 203.

(67) いわゆるプーブル主権論＝代表の絶対的拒否＝直接民主政論者というシェーマである。もっとも、こうした理解を再考するものとして拙稿・前掲注6)。

(68) Pasquino, op. cit., note 2, p. 10.

的な法律とに区別している。憲法制定権力はあくまでその名の通り憲法を制定する権力として考えられているのである。憲法は「立法権限を持つ団体の組織と役割を規定するもの」と「執行権限を持つさまざまな団体 (différents corps actifs) の組織と役割を定めるもの」に分類される⁽⁶⁹⁾。これらが憲法制定権力によって創設される基本法である。立法府が制定する法律は憲法制定権力に関係するものではない。「明らかに、憲法は、統治体 (gouvernement) にのみ関わるものである。」⁽⁷⁰⁾つまり、国民が持つとされる憲法制定権力は万能のものではなく、あくまで公権力の組織に限定されているのである。法律や行政といった公権力は憲法に従って行使される。この点に憲法の規範性が生じるのである。

憲法制定権力論の意義はシエスのイギリス憲政批判でも明らかである。彼は制憲議会においてイギリスを「未だ立法権と憲法制定権力を区別していない」ものとして批判しており、したがってフランスは「通常の立法府は憲法制定権力も執行権も行使しないという規定を根本的な憲法原理として定めるだろう」と述べるのである。⁽⁷¹⁾『第三身分とは何か』においても、ジョージ 3 世の摂政問題について、憲法問題を議会在議が決定しようとする⁽⁷²⁾ことを批判していたことが想起される。その根拠は今みたように、憲法に関わることを憲法によって規定されているはずの議会在議が決定しようとする⁽⁷²⁾ことが、憲法の規範性に反するからであると考えることができる。

さらに、シエスは1789年の『憲法前文』において、憲法制定権力を敷衍している。旧体制打倒を最大の目的とした『第三身分とは何か』とは異なり、憲法制定国民議会在議において発表されたこの小論は、より理論的かつ実践的なものである。すなわち、シエスは立法権や執行権は憲法について一切触れる権限を持っていないこと、その憲法制定権力は国民にのみ存

(69) 『第三身分とは何か』第 5 章105頁。傍点ママ (以下同じ)。

(70) 『第三身分とは何か』第 5 章107頁。

(71) AP, t. 8, p. 95.

(72) 邦訳114-115頁。

すること、その権限は自ら決定したこと以外に拘束されないことという特徴を列挙する。そのうえで、権限はその権限を担う特別の代表者によって行使されることから「したがって、国民（Peuple）は自身によって委任する権力（Pouvoir commettant）のみを行使することになる⁽⁷³⁾」と述べる。この点は重要である。従来、憲法制定権力が論じられる際には「国民の持つ」憲法制定権力が前提となっていた。しかしながら、シイエス自身の記述によれば、国民が「行使する」のは委任する権利だけであり、実際に憲法制定権力を行使するのは代表者である。国民は具体的には投票によって委任する権利を行使することになろう。こうした代表制の理論は前節で分析した分業の理論が前提になっている。ここでは国民の憲法制定権力の実定法超越的性格よりも、むしろ憲法の規範性と、憲法制定権力が代表者によって行使されること、すなわち権力制限の契機が強調されていることが分かるだろう。

また、代表者は選挙によっても正当化と制限を受ける。権力の委任は、この時点では選挙が前提となっていた。Pasquino が指摘するように「憲法制定権力を行使する代表者は、単なる代理人ではなく、かといって全く自由に権力を行使できるわけではなく、国民からの選挙による正当化を受け、公務（fonction、Amt）としてこれを行使するのである。⁽⁷⁴⁾」特別代表は国民の意思をそのまま実現する代理人ではないが、かといって憲法制定権力を無制約に行使できるわけではない。⁽⁷⁵⁾国民によって正当性を与えられた

(73) *Préliminaire de la Constitution française* (Repro.), 1789, Pergamon Press, p. 36.

(74) Pasquino, *op. cit.*, note 3, p. 52; cf. p. 67.

(75) この点、樋口陽一も確かに憲法制定権力が特別代表によって行使されることを指摘しているのであるが、『第三身分とは何か』の段階では「憲法制定権」を本来もっている国民によって拘束された「代表」という観念を基礎にしていると評価し、「たてまえ上は拘束的代表的システム」であるとする（前掲・『近代立憲主義と現代国家』203-204頁）。しかしシイエスが「代表者は、憲法上の形式の拘束を一切受けず、それを自ら決定すべきなのである。」「どのように選出され、集会し、審議・決定を行おうとも、彼らの共同意思は、国民自身の意思に等しい（邦訳113

公務として国民のためにこれを行行使する。こうしたシイエスの理論について、Pasquino は、「国民主権とは、シイエスにとって一彼は国民主権という表現は決して用いなかっただが一、一方で選挙の原理を政治権力を行行使する唯一かつ究極の正当性の基礎として、下からの権威付けという法実践として採用することである。他方で、憲法制定権力と憲法によって制定された権力との分離であり、それによって権力の一元的構造を問題に付すことなく、絶対的な主権、制限なき権力の樹立を防ぐのである⁽⁷⁶⁾」と述べ⁽⁷⁷⁾る。このように、Pasquino は国民主権の実質化として憲法制定権力を把握しようとする。しかしながら、以上の説明をするのにシイエスが用いていない主権という概念を用いる必要はない。国民主権という言葉は確かに実定憲法には用いられたけれども、シイエスにとっては、少なくともシイエスの理論を理解するうえでは主権という概念は不要だったのである。

実際、Lucia Rubinelli は、シイエスの憲法制定権力がまさに主権概念を拒否することによって成立していることを強調する⁽⁷⁸⁾。憲法制定権力は、すでに述べたように代表者を選出することによってのみ国民に行使されるのであるから、実質的には権威付けの力としてのみ機能する。そのうえ、憲法を制定するという例外的な状況においてのみ発動されるものである。Rubinelli の主張するように、憲法制定権力を主権の道具的概念として理解したり、いわゆるナシオン主権の変種として把握するのではなく、憲法制定権力をそれとして真面目に受け取る必要があるだろう。

頁)」と述べていることからすれば、特別代表が拘束されていると読むことは難しい。かといって代表者は国民から完全に自由なわけでもない。選挙による下からの権威付与によって制御されていると考えるべきである。

(76) Pasquino, *op. cit.*, note 3, p. 70.

(77) Cf. Pasquino, *Constitution et pouvoir constituant: le double corps du peuple in Figure de Sieyès, op. cit.*, note 3, p. 19.

(78) Lucia Rubinelli, *How to think beyond sovereignty: On Sieyes and constituent power*, *European Journal of Political Theory* (2016) :<https://doi.org/10.1177/1474885116642170>.

3. 主権論に抗して

さらにシイエスの一貫性を理解するため、シイエスが否定していた政治体制から、逆にその理想を明らかにしたい。一言でいえば、それは無制約な権力であり、無制約なものとして理解された主権論、とりわけジャコバン派によるいわゆるプープル主権である。すなわち、シイエスはナシオン主権かプープル主権か、という次元で議論を展開していたのではなく、無制約な主権論か、憲法に基づく権力制限の理論かという対立図式を提出していたのである。国王の拒否権をめぐる議論を素材にこのことを明らかにしたい。

1789年憲法制定国民議会において人権宣言は採択されたものの、立法府や行政府のあり方など実際にどのような統治システムを規定するかは大きな争いになった。その中でも特に激しい議論がたたかわされたのが国王の拒否権である。そこでは国王の憲法上の位置づけもさることながら、議会に大きな権力を集中させることによる危険性もまた強調されていた。⁽⁷⁹⁾

穏健派の中心人物であった Mounier は、議会に権力を集中させることは全権力を議会に与えることになり、代表者の貴族政を形成することであるという。⁽⁸⁰⁾「結局、それは常に国民の自由に対する脅威となるであろう。」⁽⁸¹⁾それゆえに立法権の分割すなわち二院制と、議会の立法権に対する絶対的拒否権を国王に認めるべきだと主張するのである。重要な点は、Mounier が「全権力」と呼ぶとき、それこそが「主権」として理解されていることである。⁽⁸²⁾

(79) 議論の背景については see, Keith M. Baker, *INVENTING THE FRENCH REVOLUTION*, Cambridge University Press, 1990, chap. 11, Pasquino, op. cit., note 3, chap. 1.

(80) Mounier の他に Lally-Tollendal, Clermont-Tonnerre などが中心的人物であった。

(81) Archives Parlementaires, t. 8, op. cit., note 30, p. 417.

(82) Paquino は、当時の議論の主題を次のように要約する。「いかにして憲法、す

これに対してシイエスは次のように反論する。第一に、国王に拒否権を与えることは、一人の人間に不均衡な力を与えることになり、平等の原理に反する。第二に、国王の拒否権はそれが絶対的なものであれ停止的なものであれ恣意的な権力となる⁽⁸³⁾。第三に、二院制は「一にして不可分の」国民議会という原理に反する。その代わりにシイエスは、議会にいくつかのサブセクションを創設することを提案している⁽⁸⁴⁾。

これらの反論はそれとして重要なのであるが、シイエスにとって穏健派の主張の原理的問題は、「主権」という曖昧な語の使用にあった。彼は 1795 年、草稿に次のように書き残している。

主権とはなにか？ 社会の構成員は彼らの力と手段の総体 (totalité) を共有し、その総体を代表させているのだろうか？ いや、全くそうではない。このような、全てを支配し包摂するようなひとつの究極の力として把握されるような主権など存在しない。主権はあらゆる公職者の総体の中に置かれるわけでは全くない。憲法が諸権力を分割し、特別な任務に限定されたその各々の権力が篡奪や犯罪なしにはそこから出ることにはできないのだとすれば、どこに主権という巨大な理念が存在するというのだろうか。⁽⁸⁵⁾

シイエスが主権という言葉为国家権力の総体として理解することに否定的であったことが明らかである。そうではなく、各権力は憲法によって制約されている。国民議会に与えられるものも憲法上の権限に過ぎず、主権ではない。Mounier は、主権という言葉によって国民議会に過剰に権力を見積もっており、その実体なき恐れによって国王に拒否権を与えようとしているのである。

なわち公権力の組織それ自体によって主権の行使、すなわち立法権における専制 (despotisme) を防ぐことができるのか。」Paquino, *op. cit.*, note 2, p. 20. したがって、専制は国王によるものだけではない。個人であろうと集団であろうと、制約のない権利は全て専制なのである。

(83) Archives Parlementaires, t. 8, *op. cit.*, note 30, p. 593.

(84) この点も含め、シイエスの一院制論については阪本・前掲注 1) 参照。

(85) Sieyes, Bases de l'ordre social, cité par Pasquino, *op. cit.*, note 2, p. 189.

穏健派と対照的なのはジャコバン派の主権理解である。確かに国王の拒否権が議論になっていた1789年時点では、明確な理念をもった一つの政治勢力としてのジャコバン派は⁽⁸⁶⁾いまだ形成されていたわけではない。しかし、ロベスピエールの演説はすでにジャコバン派の政治理念を先取りしていたといえよう。それは何よりも、ジャン＝ジャック・ルソーに依拠した直接民主政の理念である。それゆえに、革命初期においては代表制は仮に採用するとしても次善の策でしかなく、その場合でも命令委任を適用すべきであると主張された。1793年憲法では第一次集会の制度によって人民の意思を議会に反映させる具体的な仕組みが構想され、最終的には、人民の一般意思として顕現するものとしてのジャコバン独裁へと行き着いた。人民の意思と議会＝代表者との間に距離をとるべきではないという思想は、最終的に代表者が人民の一般意思そのものであるという独裁に陥ったのである。

これに対してシエスは明らかに批判的である。というのも、シエスの自由観からして、代表制をとることこそが自由の促進なのであって、人民が直接政治権力を行使することは私的な領域もまた公的領域と同一視されることになり、人民の自由にとって危険だからである。シエスは明確に恐怖政治を意識し、無制限の権力を統治者が行使し、公私の区分が融解するような政治体制は、代表制によって人民の私的自由が確保されている⁽⁸⁷⁾ *ré-publique* と対比された *ré-totale* と名付けている。

以上のように、シエスは国王拒否権を認める穏健派に対しても、ジャコバン派に対しても対立しており、その軸は主権の理解にあったことが分かる。主権という曖昧なことばでは国家権力を明確に把握できないのである。その結果、憲法制定権力と憲法によって制定された権力との区別が曖

(86) ジャコバン派および1793年憲法については辻村みよ子『フランス革命の憲法原理』（日本評論社、1989）、井上すゞ『ジャコバン独裁の政治構造』（御茶の水書房、1972）参照。

(87) Pasquino, op. cit., note 3, p. 186.

味になってしまう。また、もう一点特筆すべき点は、穏健派の権力均衡論に対してシイエスはやはり分業に基づく権力制限を主張したということである。国王に拒否権を与え、二院制を構想するという穏健派の主張は、イギリスの国制を模範とするモンテスキュー以来の伝統的見解に基づいていた。これに対してシイエスは、イギリス流の権力分立ではなく、分業によって、たとえば一院制内部での委員会などによって権力の暴走を防止すべきだと主張したのである。言いかえれば、権力相互の監視、競争を前提にする権力分立論に対し、シイエスは権力相互の協力を前提にした分業を目指したのである。この点は、共和歴3年の憲法構想に具体化されることになる。

4. 憲法制定権力と主権

まとめも兼ねて、以上の検討から従来の主権論によるシイエス理解との相違について論じておきたい。すでに述べたように、浦田による先行研究では、杉原泰雄らによる国民（ナション）主権、人民（プープル）主権の区別を前提に、シイエスは『第三身分とは何か』の段階では人民主権に最も近い議論を行っていたが、次第に国民主権へと傾斜していった、あるいは「形式的には」人民主権論だけでも「実質的には」国民主権論を展開していたと評価されている。しかし、ここまでの検討から次の三点を指摘することができる。⁽⁸⁸⁾

第一に、人民主権と国民主権のメルクマールを、主権の担い手が具体的な人民か抽象的な国民かという点に求めるとすれば、シイエスのいう国民は具体的な人々であることは明らかである。『第三身分とは何か』ではその数を20万人などと具体的な数字を挙げているし、社会の基礎として労働を挙げ、農業や工業など具体的な産業構造や職業分布までを考察していたシイエスの「第三身分」すなわち国民が抽象的なものと考えられていた

(88) もっとも、以下の指摘は浦田だけではなく、樋口など主権二分論を前提にしてシイエスを評価する論者にも当てはまると考えられる。

⁽⁸⁹⁾とはいえない。シエスの代表制は国民概念の抽象性からではなく、分業の論理から導出されていたのである。

第二に、シエスが代表による権力行使を主張するのは、ナシオン主権論のように「国民が抽象的存在であり、直接権力を行使することはできないから」という理由に基づいているわけではない。そうではなく、分業に基づいた代表制こそが人民の自由にもっと資するからである。人民による直接的な権力行使を批判する理由も分業＝代表理論によるものであり、国民概念の抽象性によるものではない。実際、シエスは国民による「委任する権力」の行使を認めている。ナシオン主権論によっては、国民が選挙によって代表者に正当性を付与するという局面が曖昧になる。この構造は、国民が権力を委任し代表者が権力を行使するという分業の論理に基づいているのであって、国民の抽象性は問題になっていないのである。分業という契機を強調することによって、権限委任は決して命令委任のようなかたちにはならないけれども、かといって委任者たる国民を害することも禁じられるという要請を導くことが可能となった。

第三に、憲法制定権力を主権論の枠組みに解消してしまうと、憲法制定権力論の意義が正当に評価されない可能性がある。シエスが主権という言葉避け、さらに無制約な主権を否定していたことが明らかであるにもかかわらず、「主権という言葉は使われていないとしても、実質的に主権論が展開⁽⁹⁰⁾されている」とすることには疑問がある。少なくともシエスにおける憲法制定権力は、憲法を制定する権力なのであって、杉原泰雄の言う主権の定義である全国家権力とは明らかに異なった概念のはずである。主権二分論を前提にすると、具体的な国民＝第三身分が想定されていることと、代表制による権力行使が想定されていることは矛盾としてしか理解されえない。しかし、主権二分論をいったん離れれば、そのようなシエ

(89) 念のため付言すれば、シエスは nation と people は同義であるとも述べている。EP, p. 200.

(90) 浦田・前掲注1) 150頁。

スの立場は整合的に理解可能なのである。すなわち、統治者が行動する枠組みとしての憲法を制定し、一定の正当化と制限を与えるという立憲主義的な論者としてのシイエスである。憲法制定権力はそのための理論であった。

したがってシイエスの憲法制定権力論は、後にカール・シュミットによって再解釈されたような憲法制定権力とは異なった意味を持つはずである。芦部信喜が指摘するように、シュミットの憲法制定権力は、決断主義の側面が強調され、規範的要素は希薄であるだけでなく、主体が国民であることも要しない⁽⁹¹⁾。シイエスの憲法制定権力は、国民から委任を受けた代表者が行使するものであり、その体制破壊的な作用はアンシャン・レジームに向けられた極めて限定的なものであった。どのような状況において、どのような結果を企図して憲法制定権力を両者が唱えたかを比較すれば、その対照性は明らかであるように思われる⁽⁹²⁾。

この点、ベッケンフェルデは、シュミット的な全能の政治的決定を強調する憲法制定権力の定義から距離を置き、その統制という問題に取り組んでいる⁽⁹³⁾。ベッケンフェルデは、シイエスの理論における *pouvoir constituant*

(91) 芦部信喜『憲法制定権力』36-38頁（東京大学出版会、1983）。

(92) 簡潔な指摘として樋口陽一「立憲主義」と「憲法制定権力」：対抗と補完」日本学術院紀要69巻3号（2015）112-113頁。vgl. Udo Steiner, *Verfassungsgebung und verfassungsgebende Gewalt des Volkes*, Duncker & Humblot, 1966, S. 216-219. もつとも、Pasquino は Steiner の評価に反対し、シイエスとシュミットの同質性を強調するが、シュミットがシイエスの憲法制定権力論を参考にして自身の理論を形成した以上、そこに同質性があること自体は当然であるように思われる。v. Pasquale Pasquino, *Die Lehre vom "pouvoir constituant" bei Emmanuel Sieyès und Carl Schmitt*, in *Complexio Oppositorum: Über Carl Schmitt, Helmut Quaritsch* (dir.), Duncker & Humblot, 1988, S. 371-385. その意味で、本稿は Steiner および Breuer の評価に賛成する。vgl. Stefan Breuer, *Nationalstaat und pouvoir constituant bei Sieyès und Carl Schmitt*, ARSP, LXX, 1984, S. 495-517.

(93) Ernst-Wolfgang Böckenförde, *Die verfassungsgebende Gewalt des Volkes - Ein Grenzbegriff des Verfassungsrechts*, Alfred Metzner Verlag Frankfurt am Main, 1986. 厳密には本書の翻訳ではなく講演原稿の訳出ではあるが、ほぼ同内容の邦訳として松本和彦訳「国民の憲法制定権—憲法の限界概念」大阪学院大学法学研究23

が恣意的な決定を行うことができる抽象的な実体ではないことを強調し、その制約可能性を論じている。すなわち、実定法や自然法のような一般的にイメージされる「法」による拘束は憲法制定権力の定義上問題にならないけれども、だからといって憲法制定権力の担い手の意思が「最初から完全に自由かつ無拘束で、いわば規範的には無の状態」であるとして憲法制定権力の無制約性を強調するのではなく、「具体的な状況におかれた *pouvoir constituant*」は「Nation の中に生き生きと現存している精神的秩序理念、倫理的・道徳的諸観念及び諸原則、政治的衝動といったものによって規定されている」と主張するのである。⁽⁹⁴⁾ 本稿によって再構成されたシイエス像は、このベッケンフェルデの方向性を補強するものになるはずである。

III. 憲法陪審

1. 憲法陪審の制度

ジャコバン独裁を目の当たりにしたシイエスは、さらに権力の分立と制限のための憲法を構想する。それが共和歴3年および共和歴8年における憲法構想である。本稿はそのうち憲法陪審を中心に検討したい。憲法陪審は浦田においても簡単な紹介にとどまっているように思われる。⁽⁹⁵⁾ いわゆるプープル主権を主張したジャコバン派による独裁を踏まえ、権力の暴走を防ぐためにシイエスは更に何を準備したのか。それがここでの問題である。⁽⁹⁶⁾

卷2号189-214頁（1997）。モンテスキューの権力分立の発想がシイエスにみられることについては、Zweig が早くから指摘している。vgl. Egon Zweig, *Die Lehre vom Pouvoir Constituant*, J.C.B. Mohr, 1909, S. 117.

(94) Böckenförde, a. a. O., S. 30ff. 翻訳は松本・同上209頁による。

(95) 浦田・前掲注1）第三部第二章。

(96) 二つの演説の経緯については v. Michel Troper, *Sieyès et le jury constitution-*

共和歴 3 年テルミドール 2 日の演説で、シイエスはやはり代表制を公的、私的領域の基本原理に据えている。「社会 (état social) において、全ては代表である。代表は私的次元にも公的次元にも至るところに見出される。代表は政治的自由の進歩と同様に産業、商業の母である。さらにいえば、社会生活の本質とさえ同視される⁽⁹⁷⁾。」社会が存在しているということは、すでにそれは代表から成りたっているのである。すなわち分業に基づくものである。この基本姿勢は 1789 年から変更されていない⁽⁹⁸⁾。そして、国民は代表者を信任するのであって、直接権力を行使するわけではないという姿勢も、従来から持っているものであるが、ここでいっそう明確に打ち出されている。

この代表制の強調をとらえて、浦田はシイエスの「国民主権論の形成にたいする理論的貢献が明確になるとともに、人民主権にたいする批判的姿勢をはっきりさせている⁽⁹⁹⁾」と述べ、1789 年からの変遷と評価する。しかし、本稿がこれまで主張してきたように、そもそもシイエスをこうした二分法で評価することは不相当である。限界のない権力として主権を捉えることは独裁を導くため、シイエスはその用語を避け、憲法制定権力を理論化したのであった。したがって、シイエスの主張は変化したわけではなく 1789 年からむしろ一貫しており、それが明確に言語化されたのだと考えることができる。人々が社会契約を結ぶ際に差し出すものは自らの権利と義務を保障するための必要最低限のものに過ぎないのであって、「主権とよ

naire, dans *Mélanges en l'honneur de Pierre Avril*, L. G. D. J., 2001, pp. 265-268.

(97) Les discours de Sieyès dans les débats constitutionnels de l'an III (2 et 8 thermidor) par Paul Bastid, Librairie Hachette, 1939, p. 16. Bastid も正当に指摘しているように (p. 57)、ここでいう代表とは厳密に法的な意味ではなく、分業と同義で用いられている。

(98) 浦田・前掲注 1) 225 頁は、代表制が直接民主主義の代替物ではなく、より質的に優れたものであるとしている点で 1789 年の『第三身分とは何か』とは異なると評価する。しかし、当時から代表制は分業に基礎づけられていたことは明らかであり、シイエスはこの点一貫していると評価すべきである。

(99) 同上 228-229 頁。

ばれるものに、人が好んであたえてきた法外な概念とは似ても似つかない。私が語っているのは、まさに人民の主権（*souveraineté du peuple*）のことであることに注意してほしい⁽¹⁰⁰⁾」とはその意味である。ここではいわゆる国民主権の立場から人民主権を批判しているのではない。シイエスは「無制約の権力」を批判している⁽¹⁰¹⁾のである。

シイエスが、憲法陪審の制度は「1788年に打ち立てられた」憲法制定権力と憲法によって制定された権力の区別から引き出されると述べているように、彼の基本的な前提、原理は変化していない。変化しているのは、ジャコパン独裁を経験した後で、彼がさらに憲法の規範性を強化しようとしている点である。すなわち原理の変質ではなく、原理の精緻化、展開がみられるのである。憲法陪審の意義はそこにある。では、シイエスが提案した憲法陪審とはどのような制度か。共和歴3年テルミドール18日の演説によれば、憲法陪審は三つの機能を持つ。以下、順に検討したい。⁽¹⁰²⁾

第一に違憲審査権である。従来、この機能は単に「違憲審査権」とのみ紹介されてきた⁽¹⁰⁴⁾。しかしその内実は検討の余地がある。というのも、シイエスは *loi* ではなく *acte* に関する憲法違反を審査すると述べているからである。ある論者は、*acte* を法案という意味に解釈すれば、憲法陪審は事後審査ではなく事前審査型の違憲審査制として構想されていた可能性があると主張する⁽¹⁰⁵⁾。もともと、シイエスが提案する8条は違憲とされた *acte* について、遡及して無効であると規定している。法案段階ではそもそも規範として効力を持たないのであるから、効力を無効とする以上、事後的な

(100) Les discours de Sieyès, p. 17.

(101) Ibid.

(102) Ibid., p. 20.

(103) 以下の紹介は *ibid.*, pp. 32-47に基づく。

(104) 浦田・前掲注1) 232頁。

(105) v. Pasqual Pasquino, Sieyès; Discours, dans Olivier Cayla (dir.), *Dictionnaire des grandes oeuvres juridiques*, Dalloz, 2010, pp. 556. しかし Troper は、*actes* は立法府の個々の手続的な違反を想定しているのであって、法案や法律全体の違憲性はほとんど想定されていなかったと主張する。Troper, *op. cit.*, p. 273.

審査を想定していたと考えるのが自然である。

しかし、シイエスが審査の対象として列挙するのは選挙や憲法に関する職務 (fonction) であつたり立法府などの機関 (organ) であつたりするな⁽¹⁰⁶⁾ど、説明は曖昧であるけれども必ずしも立法に対象を限定していないようである。憲法典に規定されているけれどもその具体的内容は権限を持つ者に委ねられているようなものが審査の対象になっていると思われる。結局、シイエスの主張は曖昧であり「違憲審査権」の内実は不明確であると評価するほかない。

第二に、憲法改正の提案である。憲法の改正は一定の機関によって、法秩序内のものとして行われなければならない。このことは、ジャコバン独裁を経験した後では自明のことだったに違いない。もっとも、憲法陪審が憲法改正を直接行うのではない。そうすることは憲法制定権力を憲法陪審⁽¹⁰⁷⁾に与えていることになってしまう。シイエスは憲法制定権力の恒常化という批判に先回りして答えている。憲法陪審は10年ごとに憲法をより良くするための提案を行う義務がある。それに基づいて憲法を改正するかどうか、第一次集会が oui か non の二択で投票を行う。賛成多数の場合、立法府は提案に修正を加えず憲法の改正を行うか、理由を付して提案の一部⁽¹⁰⁸⁾または全部を拒否することができる。このような仕組みは、有期の憲法制定権力 (pouvoir constituant temporaire) を三つの機関で分有するものであり、憲法制定権力そのものではないのである。⁽¹⁰⁹⁾

この提案それ自体は明快であるが、なぜ憲法陪審にこの権限を振り分けたのかについてシイエスは明確に語っていない。しかし、シイエスの分業

(106) Les discours de Sieyès, p. 34.

(107) Ibid., p. 38. 浦田・同上232頁は単に「憲法改正権」とする。提案する機能に限定されていることは紹介されているが、ややミスリーディングな表現であろう。

(108) Ibid., p. 40. しかしシイエスが提案した条文案12条では、元老院のみが関与することになっており、さらに提案を拒否可能であることは明記されていない (p. 46.)。

(109) Ibid., p. 39-40.

理論に基づけば、憲法に関わる職務は憲法について精通している者に委ねられるべきだとするのが自然である。同時に、だからといってその機関に憲法改正に関する権限を全て集約することもまた分業理論に適合しない。このような理由で憲法陪審に憲法改正の提案権を帰属させた⁽¹¹⁰⁾と考えるのが自然であろう。したがって、この憲法陪審の機能はシイエスの転向ではなく⁽¹¹¹⁾発展なのである。

第三に、エクイティ上の裁判権 (*juri d'équité naturelle*) である。実定法の規定が存在しないか、可能な解釈が存在しないと思われる場合に、妥当な判決を求めて原告が憲法陪審に出訴できるようにするのである。この訴えは憲法陪審の中から抽選で選ばれた最低10人から成る特別の部門によって⁽¹¹²⁾扱われる。この部門は自然法を援用し、実定法にかかわらず判決を下すことができる。しかし、この提案は最も激しい反発を引き起こした。他の二つの権限との関連性、人権部の恣意的な判決の可能性、裁判官による立法府の篡奪の可能性といった短所が指摘されたのである。

次に、憲法陪審はどのような構成員を持つのか。シイエスによれば、五百人院と元老院の議員のうち、1年ごとに任期を終え改選される250人の中から108人を選出するのだという。立法府は優れた人物が集まっていること、議員の最後のキャリアとして競争の対象となり、より信頼できる人物が期待できることなどの理由が挙げられて⁽¹¹³⁾いる。また、出訴は基本的には議院によるものが想定されているが、個人の名において出訴も可能であるため、少数派にも配慮した手続が規定されている。

(110) 実際にシイエスは権力分立に適合していることを主張している。ibid., p. 40.

(111) Marco Goldoni, *At the Origins of Constitutional Review: Sieyès' Constitutional Jury and the Taming of Constituent Power*, *Oxford Journal of Legal Studies*, v. 32, n. 2 (2012), pp. 230-232.

(112) *Les discours de Sieyès*, p. 46. *jury d'équité naturelle* と名付けられている。別の箇所では人権部 (*tribunal des droits de l'homme*) と呼んでいる (p. 42.)。

(113) Ibid., pp. 43-44.

2. 憲法思想における位置づけ

以上のような憲法陪審の権限、機能を踏まえると、憲法陪審はシイエスの憲法思想の中でどのような位置づけを与えられるべきなのだろうか。まず、現代でいうところの憲法裁判所のような機関と評価すべきなのだろうか、それとも第三の議院のようなものであると評価すべきなのだろうか。この点、Marco Goldoni の分析が参考になる。⁽¹¹⁴⁾すでに紹介したように、憲法陪審の構成員は108名であり、これは明らかに裁判機関というよりも立法府のイメージに基づいている。しかし他方で、憲法陪審の第三の権限は明らかに裁判所のイメージに基づいている。立法府の改選議員から憲法陪審の構成員を選出するというのも、基本的には経験を積んだ選良を想定しており、この点もエリート主義的な裁判機関に近い。また、そもそもシイエスは立法と司法との区別を明確に行っておらず、むしろアナロジーを見出している⁽¹¹⁵⁾。こうした点を踏まえると、憲法陪審は少なくとも現代でいう憲法裁判所とは全く異なる制度である⁽¹¹⁶⁾ということが出来る。

憲法陪審の第一の権限は、憲法に関する憲法上の機関間の争いが体制そのものの危機に直結しないようにするためのものである。第二の権限は、憲法を改良しようという動きが憲法体制それ自体の破壊すなわち革命を帰結しないようにするためのものである。すなわち第一、第二の権限は憲法制定権力の持つ制度破壊的な要素を極限まで抑えるためのものであると考えられる。そしてその究極的な目的は、第三の権限が示すように、個人の

(114) Goldoni, *op. cit.*, note 112, pp. 230-232.

(115) Les discours de Sieyès, pp. 34-35.

(116) Pasquino, Troper および Lucien Jaume も、憲法陪審は憲法裁判所とは異なった制度であり、アナクロニズムに陥ることのないよう警告している。v. Troper, *op. cit.*, pp. 272-277; Pasqual Pasquino, Sieyès; Discours, dans Olivier Cayla (dir.), *Dictionnaire des grandes oeuvres juridiques*, Dalloz, 2010, pp. 556-557; Lucien Jaume, Sieyès et le sens du jury constitutionnaire, *Droits*, v. 36, 2002, pp. 115-134: cf., Stéphane Rials, Sieyès ou la délibération sans la prudence, *Droits*, n. 13, 1991, pp. 123-138.

自由、権利の保障ということであろう。それは自然法に訴えて国民の権利、自由を回復するという意味においてと同時に、国民を高度に政治的な争いや問題から解放するという意味においてもある。憲法陪審を設置することで、憲法秩序は機械のように効率的に稼働する。それによって国民はさらなる自由を得ることができるのである。これがシエスの構想した憲法陪審制度だと考えられる。憲法制定権力の行使は確かに特別代表によって委ねられるのであるが、その内実はさらに分業化され、制度内に馴致されようとしているのである。⁽¹¹⁷⁾

もちろん憲法制定権力を保有しているのは国民であるから、憲法体制それ自体について考慮すべきなのは国民自身であるということができる。しかし、シエスの分業の原理はそうした営みにも妥当する。憲法をめぐる争いや憲法体制の改良、改正の中心は国民自身ではなく、やはり代表者に委ねられるのである。こうした方向性自体は特別代表に憲法制定権力の行使を委ねることを主張した『第三身分とは何か』から変わっていないことは指摘しておく必要があるだろう。

また、こうした憲法陪審設置の構想自体が主権概念の否定の帰結であるということも指摘しておきたい。あらゆる権力を行使することができる最高権限としての主権を観念する場合、憲法上の機関相互の争いは問題にならないはずだからである。実際、第三共和制における「議会主権」と呼ばれる一つの観念は、議会こそが主権を持つのであるから、立法に対する違憲審査権などはないし、憲法解釈もまた議会に委ねられるという主張を伴っていたのであった。シエスの解決策は、全能の主権者を指定するのではなく、争いが生じた場合にのみ登場する専門的な制度を設置することであった。

この点、Pasquinoによれば、憲法改正権は、実は委任する権力（pouvoir commettant）の一形態なのだ⁽¹¹⁸⁾という。いいかえれば派生的憲法制

(117) Sommerer, op. cit., note 3, p. 103は憲法制定権力の理論をある程度犠牲にして憲法典の安定性を優先したものであると評価する。

定権力 (pouvoir constituant dérivé) である。すなわち、憲法改正の権限を排他的に議会や人民が行使するのではなく、あくまで人民、議会、憲法陪審の協働によって憲法改正を可能とするのである。国民が保有し、特別代表に委任するという憲法制定権力の単純なモデルは、憲法体制の確立と共により複雑な制度へと洗練されてゆく。これがシイエスの描いた立憲体制である。

結

以上、本稿は主権二分論のシェーマから離れ、シイエスの憲法理論を再構成することを試みた。それは一言でいえば、立憲主義者としてのシイエスである。ここでの立憲主義は、いかなる主体であれ無制約な権力を法によって制限し、個人の私的自由を保障する体制を目指す考え方を意味している。⁽¹¹⁹⁾シイエスのこうした側面は、憲法学において正当に評価されてきた⁽¹²⁰⁾とは言い難いように思われる。例外はフランス第三共和制期の公法学者カレ・ド・マルベールである。彼によれば、シイエスの『第三身分とは何か』の意義は、従来の自然法的思考が支配していた時代における実質的意味の憲法に対して、形式的意味の憲法を強調したことにある。すなわち、憲法が基本的なものであるという根拠は、その実質的内容よりも、憲法によって作られた権力は憲法を変更することはできないという形式的な点にあるという。⁽¹²¹⁾カレ・ド・マルベールは、シイエスの憲法制定権力論の特徴が憲法典と通常法律の形式的区別を生み出した点にあると評価しているの

(118) Pasqual Pasquino, Sieyès; Discours, dans Olivier Cayla (dir.), Dictionnaire des grandes oeuvres juridiques, Dalloz, 2010, pp. 555-557.

(119) Pasquino, Sommerer, Baczkó, Baker, Rubinelliらにみられるように、近年は自由主義の理論家としてシイエスを位置づけるのが一般的である。

(120) フランスの事情について、Pasquino, op. cit., note 3, pp. 74-75.

(121) Raymond Carré de Malberg, Contribution à la théorie générale de l'État, Paris, Sirey, t. 2, pp. 574-575, 1922.

である。もっとも、彼は法実証主義を標榜し、憲法制定権力を法の外に放逐してしま⁽¹²²⁾う。本稿はシイエスの憲法思想を成立せしめている前提である社会理論も含めてその憲法理論を再構成しようと試みたものである。最後に、本稿の提示したシイエス像から得られる見通しと課題について非常に漠然としたものではあるが、三点述べておきたい。第一に憲法制定権力の構想について。第二に代表制の問題点について。第三に市民と社会の把握についてである。

第一に、憲法制定権力の理論的可能性である。Andreas Kalyvas は、ローソン、ロック、シイエス、シュミットを引きながら、憲法制定権力の現代⁽¹²³⁾のかつ積極的な意義を主張する。Kalyvas は憲法制定権力が現代においてほとんど顧みられない原因を分析し、それぞれに回答を用意することで、憲法制定権力の今日的意義を見出そうとする。ここでは彼が憲法制定権力を命令や強制といった伝統的な主権者モデルではなく、constituteの「共に制定、創造、構築すること」という原義を強調し、秩序創成的な、ボトムアップ型の憲法制定権力を構想している点に注目したい。そしてハーバーマスの議論を参照しながら、憲法制定の過程において、差異や対立がありながらも共同して憲法制定にあたる人々の間で一種の指導原理が発見されていくというモデルを構築する。それによって憲法制定権力の秩序破壊的な、恣意的な性格を緩和しようとするのである。

憲法の制定をまさに憲法典を制定するプロセスの中で把握しようとするKalyvasの見解は、憲法制定権力を決して無制約な権力としてではなく、一定の目的と原理を持つものとして主張したシイエスの理論との共通点を持つ。ただし、シイエスをロックやカール・シュミットと単純に並列することはできないだろう。また、Kalyvasの示す方向性は、憲法制定に関わ

(122) その他のカレ・ド・マルベールによるシイエス評価の問題点については v. Alain Laquière, *La réception de Sieyès par la doctrine publiciste française*, in *Figure de Sieyès*, op. cit., note 3, pp. 83-121.

(123) Andreas Kalyvas, *Sovereignty, Democracy and the Constituent Power*, *Constellations* v. 12, n. 2, 2005, pp. 223-244.

る近年の研究の展開に理論的な基盤を与えているように思われる。山元一が精力的に紹介、検討しているように、Andrew Arato などによって、憲法制定過程の政治学的、社会学的な国際的研究が進められている。⁽¹²⁴⁾ 憲法制定権力を法秩序の形成過程の中で考察すべきであるという Kalyvas の方向性はこうした研究に大きな示唆を与えるように思われる。

なお、本稿では展開することができなかつたけれども、憲法制定権力は、理論的には憲法改正の手續や改正の限界といったアクチュアルな論点と関係することになる。⁽¹²⁵⁾ 本稿の検討によれば、シイエスの理論それ自体は必ずしも憲法改正無限界説や人民による直接投票の必要性を導かないであろう。

第二に、代表制の問題である。シイエスは分業に基づいて政治的領域における代表制を強く主張した。その現れが憲法制定権力における特別代表であり、憲法陪審であった。しかしながら、商業社会における分業の論理をそのまま政治の領域に持ち込むことは問題がある。私的生活に没頭し、公的領域に関心を持たない市民で大部分が構成され、一部の政治エリートによってのみ統治される社会は望ましいものと呼べるのであろうか。実際、シイエスの分業の論理は極めてエリート主義的な政治観に結び付くことになり、最終的には選挙による正当化すら要しない貴族主義的政治制度を構想することになるだろう。⁽¹²⁶⁾ ジャコバン独裁の反省という政治的状況が寄与したのだとしても、分業という原理そのものが政治から市民を排除する理論的可能性を有していた。⁽¹²⁷⁾ 民主主義の観点からその代表制論を見直す必要があるだろう。少なくとも公的領域への人民の介入を完全に排除すべ

(124) たとえば山元一「グローバル化世界と憲法制定権力」法学研究91巻1号49-70頁(2018)。

(125) たとえば芦部信喜『憲法制定権力』(東京大学出版会、1983)。

(126) 共和歴8年憲法草案はその到達点である。この草案については浦田・前掲注1) 第三部第三章の紹介を参照されたい。同様の評価をするものとして Sommerer, op. cit., note 3, pp. 55-60.

(127) Bastid も、シイエスの貴族政的な代表制論について分業理論の影響を指摘している。Bastid, op. cit., p. 58.

きではない。

第三に、市民社会の問題である。本稿の理解によれば、シイエスの憲法理論は一定の社会理論が基礎になっていた。遠藤輝明は、「シイエスによって構想された「市民社会」は独立の小生産者が社会的分業の連鎖のなかで「小商品生産者」として自由な生産＝流通を営む社会であり、市民の自由と独立の基礎が「所有と労働の結合」に求められると共に、彼らが社会的分業の一環を担う者として社会的機能において等質であることに市民の平等が求められる社会であった。」と高く評価し、シイエスがシトワイアンとしての市民から成る一定の市民社会像を提示したと考える⁽¹²⁸⁾。しかし、小商品生産者は商品生産＝流通の広汎な浸透を前提にするから、この市民的理念が全国規模で確立することは、必然的に資本主義的商品生産の発達により小商品生産者が賃労働者へと分解されることを意味する。「労働に基づく所有」のもとで成立する「市民＝シトワイアン」諸権利も「所有一般」の上になつ「市民＝ブルジョワ」の諸権利に解消されてしまう⁽¹²⁹⁾のである。実際、シイエスは商品生産が盛んである社会を前提に、分業による自由の促進という思想を構築していた。したがって政治の領域も自明のものである経済構造に適したものとして構想された。そのような理論構成が経済への政治の一方的従属を意味しないかどうか、そのことがエリート主義な政治理論を導いたのではないかということを吟味する必要がある。憲法理論はいかなる社会、いかなる市民を前提にするか、経済と憲法理論の関係性という重要な問題が提起されているといえよう。

シイエスの思想を検討する意義は今なお失われてはいない。

(128) 遠藤・前掲注37) 230頁。

(129) 同上231頁。